



下野市制施行10周年記念
プレミアム20共通商品券
について

市及び下野市共通商品券発行事業実行委員会では、下野市制施行10周年記念プレミアム20共通商品券を次のとおり発売します。

■発売日 9月6日(日)

午前10時～午後3時(売切れ次第終了となります。)

■発売場所 国分寺公民館、南河内公民館、石橋商工会館

■販売価格

1組10,000円

(1,000円券×12枚)

プレミアム率 20%

■購入限度 1人10組まで

■販売対象者

小学生以上の下野市民

■使用期間

9月6日(日)～平成28年2月29日(月)

■問い合わせ先

商工観光課

☎(48)2112

下野市商工会

☎(44)0202

下野市商工会南河内支所

☎(48)0059

石橋商工会

☎(53)0463

イベント

お知らせ

募集

相談

就職

下野市制施行10周年記念プレミアム20共通商品券の
多子世帯支援割引券をご利用の方へ

対象世帯の方に、商品券を1組のみ7,000円で購入できる割引券を8月上旬に郵送します。

なお、勤務先から児童手当を受給している公務員の方には、申請をされた方のみ郵送します。

■先行販売及び割引券について

・9月6日(日)に割引券を利用しての購入はできません。割引券をご利用の方は必ず下記先行販売期間中にご購入ください。

・下記先行販売期間中に購入できるのは、多子世帯支援の割引券をお持ちの方のみです。多子世帯の方で2組以上お求めの場合は、1組目を下記先行販売期間中に、2組目以降を一般販売日の9月6日(日)にご購入ください。

・割引券の再発行は行いません。
・割引券を利用できるのは、ご本人様またはそのご家族の方のみです。譲渡はできません。

■対象世帯

平成27年5月1日時点で、次のすべてに該当する世帯

- (1) 児童手当(特例給付を含む)を受給していること
- (2) 児童手当の受給者(保護者)が下野市内に住民登録を

していること

※対象児童が下野市内に住民登録をしている場合でも、児童手当の受給者が下野市内に住民登録をしていない場合(下野市以外の市区町村から児童手当を受給している場合)には、対象外となります。

- (3) 平成9年4月2日以降に出生した児童を3人以上養育していること

※高校生の生徒のみを養育している世帯は、児童手当を受給していませんため対象外となります。

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(52)1114

多子世帯限定先行販売期間及び販売場所

日 時	販売場所
8月30日(日) 午前10時～午後3時	保健福祉センターきらら館 (下古山1120)
8月31日(月)～9月4日(金) 午前8時30分～午後5時15分	こども福祉課(石橋庁舎1階) (石橋552-4)

多子世帯支援割引券をご利用の方への販売は、先行販売期間中のみです！
9月6日(日)に割引券を利用しての購入はできません！

幼稚園児の保護者に支給される補助金の手続きについて

(幼稚園就園奨励費)

国及び下野市が行う補助制度があります。満3歳のお誕生日から対象となり、補助額は市民税(所得割課税額)に応じた額となります。

9月に幼稚園を通して「保育料減免措置に関する調書」を配付しますので、内容をご確認いただき、押印のうえ、幼稚園あて提出してください。

なお、平成27年1月1日に下野市に住所がなかった場合は世帯(大人の方)全員の市町村民税がわかるものの提出が必要です。詳しくは9月に配付する「保育料減免措置に関する調書」と一緒にお知らせしますのでご確認ください。

☆「幼稚園就園奨励費」の支給は幼稚園を通して2月下旬以降になる予定です。

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(52)1114